内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第十一条の二―第十一条の五）」を「第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第十一条の二―第十一条の六）」に、「第二章の三　国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等（第十一条の六―第十一条の十）」に改める。

第一条第一項中「国外証券口座」の下に「、「電子決済手段等取引業者」、「電子決済手段」、「国内電子決済手段勘定」、「国外電子決済手段勘定」」を、「、国外証券口座」の下に「、電子決済手段等取引業者、電子決済手段、国内電子決済手段勘定、国外電子決済手段勘定」を加える。

第三条第五項中「次条第七項」を「次条第八項」に改め、同条第六項中「同条第四項」を「令第九条の三第二項」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第二項及び第三項の規定は、金融商品取引業者等の営業所等の長が作成する前項に規定する帳簿について準用する。

第三条に次の三項を加える。

9　令第三条の四に規定する財務省令で定める者は、電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、同条に規定する国内電子決済手段勘定が設定される者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の令第五条第一項各号に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は令第九条の七第二項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えている場合における当該国内電子決済手段勘定が設定される者（その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。）とする。

10　第二項及び第三項の規定は、電子決済手段等取引業者の営業所等の長が作成する前項に規定する帳簿について準用する。

11　第五項の規定は、電子決済手段等取引業者の営業所等の長が法第二条第二十号の確認を行う場合において、国内電子決済手段勘定を設定する者が法人課税信託の受託者であり、かつ、当該国内電子決済手段勘定が当該法人課税信託に係るものであるときにおける令第三条の四の規定による照合について準用する。

第四条第一項第三号中「第九条の三第四項」の下に「又は第九条の七第四項」を加え、「若しくは第六項」を「、第六項若しくは第九項」に改め、同条第三項第二号中「第九条の三第四項」の下に「又は第九条の七第四項」を加え、「若しくは第六項」を「、第六項若しくは第九項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「又は第四条の二第一項又は第四条の四第一項」に、「又は国外証券移管等」を「、国外証券移管等又は国外電子決済手段移転等」に、「（法人課税信託」を「（当該法人課税信託」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第五項の規定は、法第四条の四第一項に規定する国外電子決済手段移転等（以下「国外電子決済手段移転等」という。）をする法人が同項に規定する電子決済手段等取引業者の営業所等の長に同項の告知書を提出する場合について準用する。この場合において、第五項中「第五条第三項」とあるのは、「第九条の七第一項」と読み替えるものとする。

第十一条第二項中「第七項第三号」を「第六項第三号」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第九条第二項」を「第九条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第九条第二項に規定する税務署長」を「第九条第一項の所轄の税務署長」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第二項又は第三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第十一条の二の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第三条第二項及び第三項の規定は、金融商品取引業者等の営業所等の長が令第九条の三第四項の規定により読み替えて適用する令第五条第二項の規定により作成する帳簿について準用する。

第十一条の三の見出し中「記載事項等」を「記載事項」に改める。

第十一条の四第十号中「及び法人課税信託」を「及び当該法人課税信託」に改める。

第十一条の五の見出しを「（国外証券移管等調書の提出方法等）」に改める。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三　国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等

（国外電子決済手段移転等に係る告知書の提出に係る確認書類の提示を要しない者の範囲等）

第十一条の六　令第九条の七第三項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　国外電子決済手段移転等をする前に当該国外電子決済手段移転等に係る電子決済手段等取引業者の法第四条の四第一項に規定する営業所等を通じてした他の国外電子決済手段移転等につき当該電子決済手段等取引業者の営業所等の長の同項の規定による確認を受けた者

二　前号に掲げる者に該当する者以外の者で、法第四条の四第一項の告知書の提出を受ける同項に規定する電子決済手段等取引業者の営業所等の長の所得税法第二百二十四条第一項若しくは第二項、第二百二十四条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条の四の規定による確認を受けた者

2　第三条第二項及び第三項の規定は、法第四条の四第一項に規定する電子決済手段等取引業者の営業所等の長が令第九条の七第四項の規定により読み替えて適用する令第五条第二項の規定により作成する帳簿について準用する。